

令和3年12月期末・勤勉手当の支給について

三重県職員（教員、警察官等を含む。）に支給する令和3年12月期末・勤勉手当（冬のボーナス）については、下記のとおりです。

記

- 1 支給日 令和3年12月10日（金）
- 2 支給月数 一般職 2.075月（去年同期 2.20月）
 特別職 1.575月（去年同期 1.65月）

3 支給内訳

職	令和3年12月			令和2年12月	
	職員数 (人)	支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	
一般職（管理職を含む） （平均年齢43.4歳）	23,054	18,338,466,506	795,457	847,324	
特別職	知事	1	876,960	3,062,400	
	副知事	2	4,613,174	2,416,425	
	小計	3	5,490,134	-	
県議会議員	議長	1	2,329,425	2,440,350	
	副議長	1	2,055,375	2,153,250	
	議員	48	90,984,576	1,895,512	1,985,775
		1	568,653	568,653	
小計	51	95,938,029	1,881,138	1,998,216	
計	23,108	18,439,894,669	-	-	

4 支給内容

(1) 一般職

- 職員1人あたりの平均支給額は、795,457円（平均年齢43.4歳）です。
 （昨年：847,324円（平均年齢43.3歳））
- 令和2年12月の平均支給額と比べて、51,867円（6.1%）の減となっています。
- これは、次の①～②により、昨年12月に比べ支給月数が合計で0.125月分減少したことによるものです。
 - ① 本年の人事委員会勧告に基づく給与改定により、本年12月の期末手当の支給月数が0.15月分減少したこと。
 - ② 昨年の人事委員会勧告に基づく給与改定により引き下げた昨年12月の期末手当0.05月分について、本年は6月と12月に0.025月分ずつ均等配分したことに伴い、昨年12月に比べ0.025月分増加したこと。

期末・勤勉手当の支給月数（一般職）

	6月	12月	合計
令和2年 期末手当	1.3月	1.25月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
合計	2.25月	2.2月	4.45月
令和3年 期末手当	1.275月	1.125月	2.4月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
合計	2.225月	2.075月	4.3月

(2) 知事及び副知事

- 令和2年12月の支給月数と比べて、0.075月分の減となっています。
- これは、次の①～②により、昨年12月に比べ支給月数が合計で0.075月分減少したことによるものです。
 - ① 本年12月の期末手当の支給月数が0.1月分減少したこと。
 - ② 昨年12月の期末手当を0.05月分引き下げた分について、本年は6月と12月に0.025月分ずつ均等配分したことに伴い、昨年12月に比べ0.025月分増加したこと。
- 知事は、在職期間率を30/100として、期末手当を支給します。

期末手当の支給月数(知事及び副知事)

	6月	12月	合計
令和2年 期末手当	1.7月	1.65月	3.35月
令和3年 期末手当	1.675月	1.575月	3.25月

(3) 県議会議員

- 令和2年12月の支給月数と比べて、0.075月分の減となっています。
- これは、次の①～②により、昨年12月に比べ支給月数が合計で0.075月分減少したことによるものです。
 - ① 本年12月の期末手当の支給月数が0.1月分減少したこと。
 - ② 昨年12月の期末手当を0.05月分引き下げた分について、本年は6月と12月に0.025月分ずつ均等配分したことに伴い、昨年12月に比べ0.025月分増加したこと。
- 議員1名は、在職期間率を30/100として、期末手当を支給します。

期末手当の支給月数(県議会議員)

	6月	12月	合計
令和2年 期末手当	1.7月	1.65月	3.35月
令和3年 期末手当	1.675月	1.575月	3.25月

(参考)平成29年度以降の各期別支給月数(一般職)

年度	6月			12月			合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
H29	1.225	0.8075 (0.85)	2.0325 (2.075)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.715 (1.8)	4.315 (4.4)
H30	1.225	0.8575 (0.9)	2.0825 (2.125)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.765 (1.85)	4.365 (4.45)
R1	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	1.3	0.9325 (0.975)	2.2325 (2.275)	2.6	1.815 (1.9)	4.415 (4.5)
R2	1.3	0.95	2.25	1.25	0.95	2.2	2.55	1.9	4.45
R3	1.275	0.95	2.225	1.125	0.95	2.075	2.4	1.9	4.3

()は給与減額措置前の支給月数